

9 財政健全化比率・資金不足比率

平成 26 年度の財政健全化比率は表 64、資金不足比率は表 65 のとおりです。

表64 財政健全化比率の状況

区 分	平 成 26 年 度	平 成 25 年 度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	- %	- %	12.77 %
連結実質赤字比率	- %	- %	17.77 %
実 質 公 債 費 比 率	10.1 %	8.8 %	25.0 %
将 来 負 担 比 率	- %	- %	350.0 %

表65 資金不足比率の状況

水道事業会計

区 分	平 成 26 年 度	平 成 25 年 度	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	- %	- %	20.0 %

下水道事業特別会計

区 分	平 成 26 年 度	平 成 25 年 度	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	- %	- %	20.0 %

農業集落排水事業特別会計

区 分	平 成 26 年 度	平 成 25 年 度	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	- %	- %	20.0 %

※早期健全化基準のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率の数値は、いなべ市の平成26年度の基準です。

財政健全化比率・・・市の財政状況を毎年度判断するため、算定及び公表が義務付けられ、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画を議会の議決を経て策定することが義務付けられました。

資金不足比率・・・公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率で、資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は経営健全化計画を議会の議決を経て策定することが義務付けられました。

実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

連結赤字比率・・・全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。

実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。

将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

標準財政規模・・・地方公共団体が通常水準の行政を行う上で必要な一般財源の額。

(1) 実質赤字比率

平成 26 年度の実質赤字比率は「－」で、前年度と同様資金不足はありませんでした。

実質赤字比率・・・ 標準的な財政規模に占める一般会計等の実質赤字の割合です。通常は、その年度に実施した事業のための支出は、その年度の歳入により行うことが原則ですが、歳入不足となった場合に赤字が生じます。こうした赤字が無い場合は、比率は無しという意味で「－」と表示します。

(2) 連結実質赤字比率

特別会計や公営企業会計を含めた平成 25 年度の連結実質赤字比率は「－」で、前年度と同様資金不足はありませんでした。

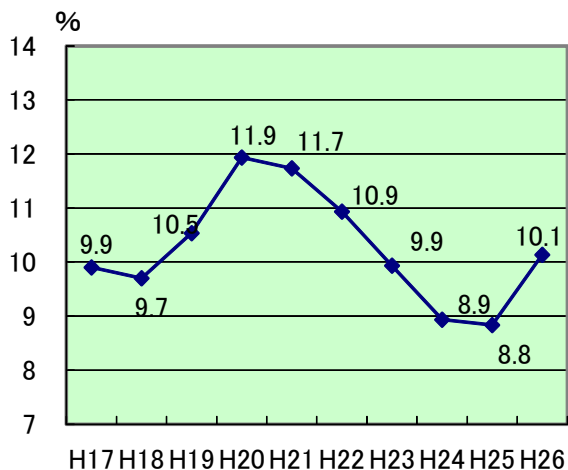
連結実質赤字比率・・・ 全会計の赤字額から黒字額を引いた額（連結実質赤字額）の標準的な財政規模に占める割合です。特別会計や公営企業会計の運営状況を含めて財政状況を判断しますが、一部事務組合、第三セクター等は、この比率の対象外となっています。赤字が無い場合は、比率は無しという意味で「－」と表示します。

(3) 実質公債費比率

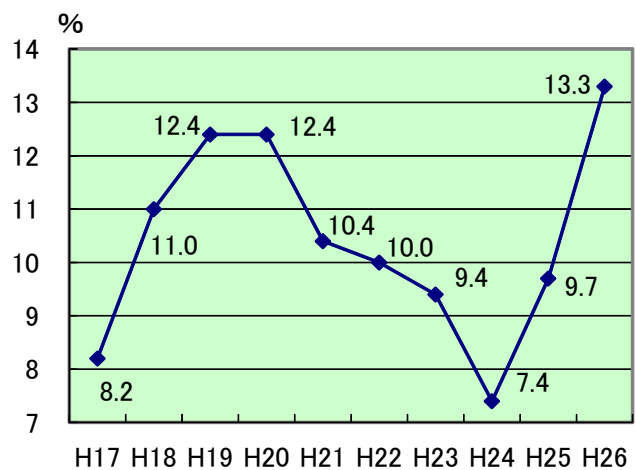
平成 26 年度の実質公債費比率は 10.1%で、前年度に比べ 1.3 ポイント上昇しました。単年度比率は、前年度に比べ 3.6 ポイント上がりました。これは、合併特例債の短期償還等により元利償還金が前年度比 12 億 5 千万円増加したことが主な要因です。

なお、実質公債費比率の推移は、図 48 をご覧ください。

図48 実質公債費比率の推移（3か年平均比率）



実質公債費比率の推移（単年度比率）



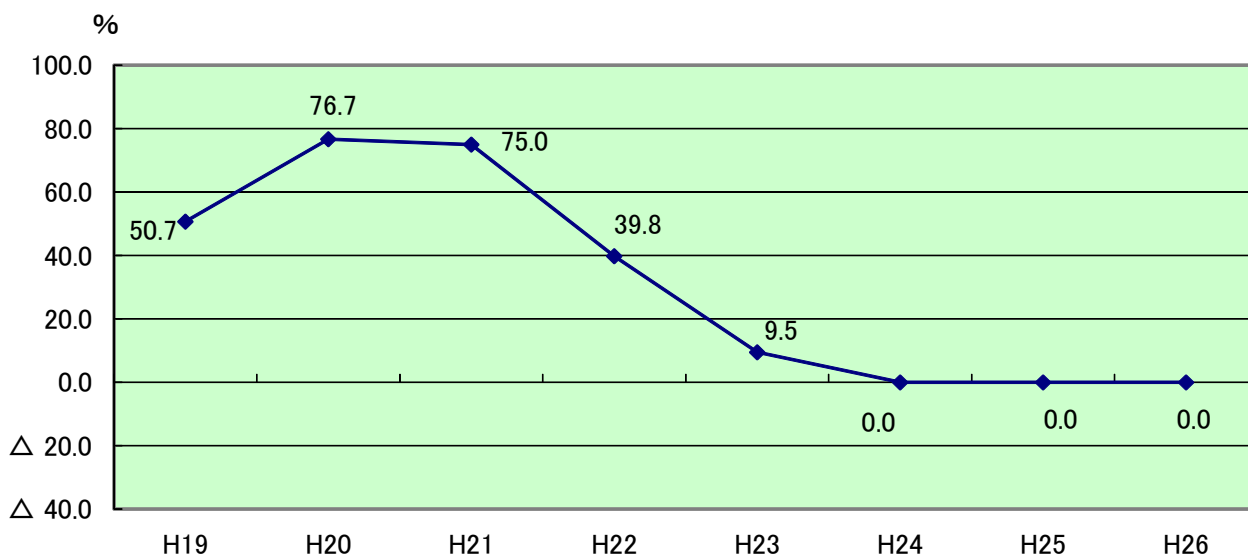
実質公債費比率・・・ 標準的な財政規模に占める公債費の割合で、公債費比率をより厳格にするため、下水道事業等の公営企業の公債費に充てる繰出金等を加味しています。この比率が 18%を超えると公債費負担適正化計画の策定が義務付けられ、新たな地方債発行は県の許可が必要になります。さらに 25%を超えると、原則として地方債発行が不許可になります。

(4) 将来負担比率

平成 26 年度の将来負担比率は「－」で、前年度数値を維持しています。前年度と比較して合併特例債の短期償還が一部終了したことや、平成 26 年度借入が減少したことで地方債の残高が 21 億円減少し、将来負担すべき額は減少しました。

なお、将来負担比率の推移は、図 49 をご覧ください。

図49 将来負担比率の推移



将来負担比率・・・ 標準的な財政規模に占める将来負担すべき実質的な負債の割合で、現在背負っている負債が、標準的な年間収入の何年分かがわかります。地方債残高、債務負担行為額等の将来負担額だけでなく、公営企業会計、一部事務組合、第三セクターの損失補償等、将来市が負担する可能性のあるものも含んでいます。将来負担額がない場合は、比率は無しという意味で「－」と表示します。

(5) 資金不足比率

平成 26 年度の資金不足比率は、すべての会計が「－」で、前年度と同様資金不足はありませんでした。

資金不足比率・・・ 事業の規模に占める資金不足額の割合です。資金の不足額とは、一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額です。こうした不足額が無い場合は、比率は無しという意味で「－」と表示します。